

感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
発生している疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1 を除く。) 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ ^{※1} 再興型インフルエンザ ^{※2}
発生の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公告)
【食療法】	○	×	×	×	×	○
【食療法】	○	×	×	×	×	○
【食療法】	○	×	×	×	×	○
病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○ (かかっていると疑うに正当 のあるもの)
勧告・措置	○	○	×	×	×	○
制限	○	○	○	×	×	○
新受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
移動制限	○	○	○	×	×	○
水の使用制限	○	○	○	×	×	△ ^{※3}
昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△ ^{※4}
汚れた物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
汚れた場所の消毒	○	○	○	○	×	○
届出	○	○	○	○	×	○
届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△ ^{※5}
制限	○	×	×	×	×	△ ^{※3}
状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
自粛の要請	×	×	×	×	×	○